瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十二年十一月二十三日）
村井　直　茂木　五
岩井　正和

瑞宝小綬章を授ける
伊藤　博明　鈴木　弘　田中　英三
千葉　法道　富永　昇一　中澤　勝
中原　武夫　深津　敏夫　渡邉　洸

瑞宝双光章を授ける（各通）
石郷岡徳成　加藤　仁　神戸　正夫
小宮山又五郎　酒井　清　渡辺　四郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十二年十一月二十四日）
坂井　雄一　新屋　涼一

瑞宝単光章を授ける（各通）（二十二年十一月二十五日）
（新居浜工業高等専門学校名誉教授）
田口　達夫

瑞宝小綬章を授ける
馬場　久夫　向山　正明

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十二年十一月二十六日）
橘　武生

瑞宝双光章を授ける
丸尾　修造

瑞宝単光章を授ける（以上二十二年十一月二十七日）
北川　裕彦　関　史郎

瑞宝双光章を授ける（各通）（二十二年十一月二十八日）
阿藤勝一朗　宮下　伸造

瑞宝小綬章を授ける（各通）（二十二年十一月二十九日）
（国立大学法人職員）
細江　文利

瑞宝中綬章を授ける
佐々木　茂

瑞宝単光章を授ける（以上二十二年十一月三十日）
（山形大学名誉教授）
高坂　彬夫

瑞宝小綬章を授ける
小野　長一

瑞宝双光章を授ける（以上二十二年十二月一日）
（新潟大学名誉教授）
金田　博行

瑞宝小綬章を授ける
清水　義一

瑞宝双光章を授ける（以上二十二年十二月二日）

# 褒賞

**紺綬褒章**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十二月二十二日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

野口　行敏　山下　俊光
興梠　功　尾形　田良

褒章条例第一条により紺授褒章を授ける（各通）

**紺綬褒章並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十二月二十二日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

渡邊　繁子　戸出　喜信

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十二月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

一般財団法人化学及血清療法研究所

褒章条例第二条により褒状を授ける

**賞杯**

公同の事務に勤勉したので、平成二十二年十二月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故周藤福義遺族　周藤　道子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

# 皇室事項

**信任状捧呈式**

二十二年十二月二十七日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在アルゼンチン国特命全権大使ラウル・ギジェルモ・デジャン・ロドリゲスの信任状捧呈式を行われた。

二十二年十二月二十七日午後四時、宮中において、新任本邦駐在アフガニスタン国特命全権大使セイエド・ムハンマド・アミーン・ファティミの信任状捧呈式を行われた。

**認証官任命式**

二十二年十二月二十七日午後二時五十分、宮中において、検事総長笠間治雄、次長検事小津博司、検事長北田幹直、同勝丸充啓、最高裁判所判事寺田逸郎、高等裁判所長官中山隆夫の認証官任命式が行われた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表）の一部を平成22年12月９日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

平成23年１月４日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第３の３を次のように改める。

3　第１種特定海洋生物資源ごとの平成22年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

| 第１種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|---|---|
| 2　すけとうだら | 平成22年４月～平成23年３月 | 260,000 |

（注１～２）　（略）

第４の１を次のように改める。

1　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成22年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

| 第１種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数量 |
|---|---|---|
| 2　すけとうだら | 沖合底びき網漁業 | 161,000 |

（注１～２）　（略）

第５の１を次のように改める。

1　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

| 第１種特定海洋生物資源 | 操業区域 | 数量 |
|---|---|---|
| 1　すけとうだら | (2)　オホーツク海の海域 | 52,000 |

（注１～２）　（略）

第６の１(2)を次のように改める。

(2)　すけとうだら

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数量 |
|---|---|
| 北海道 | 96,000 |